

申請に対する処分（都条例に基づくもの）

調査基準日：令和4年（2022年）8月1日

番号	事務名	条例・規則名	根拠条項	処理機関	標準処理期間
1	私立各種学校設置認可	学校教育法	第4条第1項	総務部総務課	360日
2	私立各種学校廃止等の認可	学校教育法	第4条第1項	総務部総務課	60日
3	私立専修学校設置認可	学校教育法	第130条	総務部総務課	360日
4	私立専修学校廃止等の認可	学校教育法	第130条	総務部総務課	60日
5	心身障害者医療費受給者証の交付	心身障害者の医療費の助成に関する条例	第2条、第4条	福祉部障害者福祉課	7日
6	心身障害者医療費受給者証の再交付	心身障害者の医療費の助成に関する条例	第2条	福祉部障害者福祉課	7日
7	心身障害者医療費の支払	心身障害者の医療費の助成に関する条例	第5条第2項	福祉部障害者福祉課	90日
8	動物質原料運搬業許可	動物質原料の運搬等に関する条例	第3条	健康医療部生活衛生課（食品衛生担当）	8日
9	動物質原料運搬業変更許可	動物質原料の運搬等に関する条例	第6条	健康医療部生活衛生課（食品衛生担当）	8日
10	動物質原料運搬容器検査証交付	動物質原料の運搬等に関する条例	第9条	健康医療部生活衛生課（食品衛生担当）	8日
11	動物質原料運搬容器更新検査による検査証交付	動物質原料の運搬等に関する条例	第9条	健康医療部生活衛生課（食品衛生担当）	8日
12	動物質原料運搬容器検査証再交付	動物質原料の運搬等に関する条例	第11条第2項	健康医療部生活衛生課（食品衛生担当）	8日
13	麻薬小売業者の免許	麻薬及び向精神薬取締法	第3条第1項	健康医療部生活衛生課（医薬指導担当）	10日
14	麻薬小売業者免許証の記載事項変更届に伴う免許証の書替え交付	麻薬及び向精神薬取締法	第9条第2項	健康医療部生活衛生課（医薬指導担当）	5日
15	麻薬小売業者の免許証再交付	麻薬及び向精神薬取締法	第10条第1項	健康医療部生活衛生課（医薬指導担当）	5日
16	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許	麻薬及び向精神薬取締法	第50条第1項	健康医療部生活衛生課（医薬指導担当）	10日
17	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者免許証の記載事項変更届に伴う免許証の書替え交付	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の4において準用する第9条	健康医療部生活衛生課（医薬指導担当）	5日
18	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許証再交付	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の4において準用する第10条	健康医療部生活衛生課（医薬指導担当）	5日
19	卸売販売業の許可証の書換え交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第45条第1項	健康医療部生活衛生課（医薬指導担当）	5日
20	卸売販売業の許可証の再交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第46条第1項	健康医療部生活衛生課（医薬指導担当）	5日
21	卸売販売業の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条第1項 第34条第1項	健康医療部生活衛生課（医薬指導担当）	10日
22	卸売販売業許可更新	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条第2項	健康医療部生活衛生課（医薬指導担当）	10日
23	卸売販売業の管理者の兼務の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第35条第4項ただし書	健康医療部生活衛生課（医薬指導担当）	10日

番号	事務名	条例・規則名	根拠条項	処理機関	標準処理期間
24	療育給付の認定	児童福祉法	第20条第1項	健康医療部保健対策課	40日
25	大気汚染障害者認定申請に係る疾病が大気汚染の影響を受けると推定される疾病である旨の認定	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例	第5条第1項	健康医療部保健対策課	35日
26	大気汚染障害者認定申請に係る疾病が大気汚染の影響を受けると推定される疾病である旨の認定更新	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例	第6条第2項	健康医療部保健対策課	35日
27	医療券再交付	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則	第6条第1項	健康医療部保健対策課	7日
28	工場の設置の認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第81条第3項	環境部環境保全課	60日
29	工場の変更の認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第82条第2項	環境部環境保全課	60日
30	工場完成の認定	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第84条第2項	環境部環境保全課	10日
31	建築確認を伴う行為の施工者意見及び伴わない行為の許可	土地区画整理法	第76条第1項	拠点整備部区画整理課	15日